

「令和8年度インバウンド向け宮城県周遊施策企画・運営等業務」に関する質問回答

令和8年3月30日

No.	質問	回答
1	【仕様書4(2)ホ(ル)及びト(ハ)】インフルエンサーの招請時に添乗員と管理者が同行することになりますが、同一人物(1名)でいいかどうか。	事業進行が適正に行われるのであれば、同一人物で問題ございません。
2	【仕様書4(2)ホ(イ)】実施回数2回(2市場)はそのまま2回か、2市場×2回の4回か。	市場毎に1回を想定しています。
3	【仕様書4(3)イ】「本施策のための独自のWEBサイト構築やアプリ開発等の新規システム開発は行わないこと」とあるが、受注者が既に運営する既存メディアのドメイン内に、本キャンペーンの参加方法・応募規約を補足的に説明するランディングページを新規作成することは「新規システム開発」に該当するか。	該当しません。
4	【仕様書4(1)ロ】「香港、台湾、タイ等の東アジア・東南アジア市場のうち、本業務の予算規模において来訪促進および拡散効果が最も高いと見込まれる2市場程度のFITを重点ターゲットとして受注者が選定・提案すること」とあるが、2市場の選定はあくまで受注者の提案に委ねられているか。あるいは発注者として有力視している市場や優先度の方向性はあるか(4(2)ホ(イ)回数に「香港及び台湾市場については、優先的に検討すること」との記載あり)。	香港及び台湾の2市場を有力視しており、その他仙台国際空港との直行便が運行するタイ等の市場を次点として考えております。
5	⑤【仕様書4(1)ハ】「ビジターポイントを、県内の主要な観光施設や、実施期間中に開催される観光イベントから選定及び設定すること」とあるが、民間施設(飲食店・体験施設・道の駅等)をビジターポイントに含めることは可能か。また、発注者として「必ず含めてほしい施設・エリア」または「除外を希望する施設」等の方針があれば教えてほしい。	受注者側で必要な調整いただくことを前提に、民間施設はビジターポイントに含めることは可能です。また、発注者として「必ず含めてほしい施設・エリア」や「除外を希望する施設」を現時点で指定はしませんが、本施策は主にFITをターゲットとするため、交通アクセスがよく周遊として無理の無いスポットの選定を希望します。
6	・周遊スポット20箇所の選定にあたり、既存の観光名所だけでなく、『体験型コンテンツを提供する民間事業者(例:農業法人や酒蔵等)』をスポットに含めることは可能でしょうか？	受注者側で必要な調整いただくことを前提に、民間事業者等はビジターポイントに含めることは可能です。